

## 指定訪問看護・指定予防訪問看護 契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下「利用者」といいます。）と株式会社エーアイエムの  
営む訪問看護ステーションエイム（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用  
者に対して提供する指定訪問看護・指定予防訪問看護（以下「訪問看護」といいま  
す。）について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

1. 事業者は利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るために訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービス利用料金を支払います。

### 第2条（訪問看護の内容）

1. 事業者は、看護師や保健師等の従業者（以下「従業者」といいます。）を利用者の居宅に派遣し、別紙重要事項説明書に定める内容の訪問看護を提供します。
2. 事業者は訪問看護の提供に当たっては、利用者の要介護（要支援）状態区分に従って、また利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、利用者に訪問看護を提供します。

### 第3条（契約期間）

1. この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、利用者の契約時の要介護（要支援）認定有効期間の満了日が、契約期間満了日より前に到来し、要介護（要支援）認定が更新される場合は、更新後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日をこの契約期間の満了日とします。
2. 前項の契約満了日の7日以上前までに利用者から文書による解約申し出がないときには、この契約はさらに同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、第1項の但し書きが適用されます。

### 第4条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 従業者は、利用者希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画を作成します。
2. 従業者は訪問看護計画を作成したときは、利用者又はその家族に指定訪問看護計画の内容を説明します。

3. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 利用者の心身の状況・環境等の変化があった場合、又は利用者及びその家族等が訪問看護計画の変更を希望する場合は、第1条に規定する訪問看護の目的に従って当該訪問看護で計画を変更します。

#### 第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を訪問看護記録に記入し、この記録を作成した後、2年間はこれを適正に保存します。利用者及びその家族の求めに応じて閲覧でき、また複写物の交付を受けることが出来ます。（複写費は実費負担となります。）

#### 第6条（居宅サービス計画変更の援助）

1. 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の担当の介護支援専門員に連絡する等、必要な援助を行います。

#### 第7条（サービス内容の変更）

1. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からサービス内容の変更の申し出があったときには、この契約の目的に反する等、変更を拒否する正当な理由がない限り、サービスの内容を変更するものとします。

#### 第8条（緊急時の対応）

1. 従業者は、訪問看護の提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに利用者の主治医への連絡等の必要な措置を講じます。

#### 第9条（守秘義務）

1. 事業者は、正当な理由のない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報共有のために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

#### 第10条（利用料金）

1. 利用者は、事業者原則としてこの契約に基づく訪問看護（介護保険適用部分）に要する費用を支払います。ただし、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載）がある時は、利用者は一旦費用の全額を事業者を支払います。
2. 利用者は、介護保険の適用範囲を超えた部分のサービスの利用については、費

用の全額を事業者に支払います。

3. 第1項但し書きにより利用者が費用の全額を事業者に支払った場合、事業者は利用者にサービス提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日静岡市の窓口にて提示すれば、払い戻しを受けることができます。
4. 事業者は、訪問看護のサービス提供に当たっては、予め利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

#### 第11条（利用料金の支払等）

1. 利用者は、訪問看護のサービス提供の対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。
2. 事業者は、当月利用料金の合計額の請求書を翌月中旬頃に利用者へ送付します。これにより利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月27日までに支払います。
3. 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。

#### 第12条（契約の終了）

1. 利用者は1ヶ月以上の予告期間において文書で事業者へ届け出ることで、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
  - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
  - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
  - (4) 事業者が破産したとき。
2. 事業者は、止むを得ない事情がある場合には、利用者に対し、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
  - (2) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの、背信行為を行ったと認めるとき。
3. 次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。
  - (1) 利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合。
  - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
  - (3) 利用者が死亡した場合。

### 第 13 条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は訪問看護を提供する上で、この契約の条項に違反し、または事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合にはその損害を速やかに賠償する義務を負います。

### 第 14 条（情報の保持、開示義務）

1. 事業者は、利用者に対する訪問看護のサービス提供に関する書類等を整備し、この契約終了後 2 年間保持します。
2. 第 12 条の規定により利用者がこの契約を解除した場合で、事業者に対し他の訪問看護事業者の利用を希望する場合、又は第 12 条 2 の規定により事業者がやむを得ずこの契約を解除した場合、その他利用者からの申し出があった場合には、事業者は利用者に対して訪問看護の提供に関する書類を交付します。

### 第 15 条（居宅介護支援事業所等との連携）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連絡に努めます。
2. 事業者は訪問看護のサービス提供の終了（解約の場合も含みます。）に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業者に連絡します。

### 第 16 条（相談・苦情対応）

1. 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護に関する苦情がある場合はいつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができず。

### 第 17 条（災害時の取り扱い）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間を調整できるものとします。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能となった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

### 第 18 条（その他）

1. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他の関係法令に従い、利用者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

# 重要事項説明書（指定訪問看護・指定予防訪問看護）

当事業所が提供する指定訪問看護・指定予防訪問看護の内容に関し利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者の概要

事業者の名称	訪問看護ステーション エイム
主たる事業所の所在地	静岡市清水区北矢部 780-2
電話番号	054-355-0086
法人の種別及び名称	株式会社エーアイエム
代表者職	代表取締役
代表者氏名	橋本直美
介護保険事業所番号	2264290145
指定年月日	平成 20 年 10 月 1 日
通常の実業の実施地域	静岡市清水区内（一部を除く）

## 2. 事業者の職員の概要

職種	資格	員数	勤務の体制	
管理者	看護師	1 人	常勤 1 人	
看護師		8 人	常勤 3 人	非常勤 5 人
准看護師		1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人
理学療法士		2 人	常勤 2 人	非常勤 0 人
作業療法士		2 人	常勤 1 人	非常勤 1 人
看護補助者		1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人
事務職員		1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人

## 3. サービスの提供時間

営業日	月～金曜日 但し年末、年始、特に定めた日を除く
営業時間	9時から17時 24時間対応体制のもと必要に応じた適切な対応ができる体制とする

## 4. 運営方針

- (1) 利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るよう、訪問看護のサービス提供をします。

- (2) 訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従業者の確保・教育・指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療、福祉サービスとの密接な連携を図り総合的な訪問看護のサービスの提供に努めます。

## 5. 利用料金

(1) 当事業所の訪問看護のサービス提供（介護保険適用部分）に際し利用者様が負担する利用料金は負担割合証によります。（下表：利用料金）ただし介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

サービス内容略称	サービス内容所要時間	単位数	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)
予防訪問看護 I 1	20分未満	303	316円	632円	948円
予防訪問看護 I 2	30分未満	451	470円	940円	1410円
予防訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	794	828円	1655円	2482円
予防訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1090	1136円	2272円	3408円
予防訪問看護 I 5 理学療法士による リハビリ	1回：20分 ※1週間に6回を限度とする	284	296円	592円	888円
予防訪問看護 I 5	2回：40分	568	592円	1184円	1776円
訪問看護 I 1	20分未満	314	328円	655円	982円
訪問看護 I 2	30分未満	471	491円	982円	1473円
訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	823	858円	1715円	2573円
訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1128	1176円	2351円	3526円
訪問看護 I 5 理学療法士による リハビリ	1回：20分 ※1週間に6回を限度とする	294	307円	613円	919円
訪問看護 I 5	2回：40分	588	613円	1226円	1838円
	3回：60分	795	829円	1657円	2485円
サービス提供体制加算／1回の訪問につき	【看護師等】	6	7円	13円	19円
サービス提供体制加算／1回あたり（20分）	【理学療法士等】	6	7円	13円	19円
サービス提供体制加算／1回あたり（40分）	【理学療法士等】	12	13円	25円	38円
サービス提供体制加算／1回あたり（60分）	【理学療法士等】	18	19円	38円	57円
初回加算（退院日に初回訪問を行った場合）	／月	350	365円	730円	1095円
（上記以外）	／月	300	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	／回	600	626円	1251円	1876円

加算項目（区分支給限度額枠外）	単位数	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)	
特別管理加算（Ⅰ）	／月	500	521円	1042円	1563円
特別管理加算（Ⅱ）	／月	250	261円	521円	782円
緊急時訪問看護加算	／月	600	626円	1251円	1876円

複数名訪問看護加算Ⅰ 30分未満/回	254	265円	530円	794円
複数名訪問看護加算Ⅰ 30分以上/回	402	419円	838円	1257円
複数名訪問看護加算Ⅱ 30分未満/回	201	210円	419円	629円
複数名訪問看護加算Ⅱ 30分以上/回	317	331円	661円	991円
ターミナルケア加算（死亡日および死亡日前14日以内）	2500	2605円	5210円	7815円
長時間訪問看護加算	300	313円	626円	938円
介護職員等処遇改善加算	介護保険総額の1.8%を加算する			

\*難病法適用の方は負担上限額管理票にて確認の上請求させていただきます

特別管理加算（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等

特別管理加算（Ⅱ）在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡・

人工肛門・人工膀胱等の状態・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

○利用料金は、所定の単位に10.42円を乗じて得た額です。（利用料金は負担割合証による）

○利用料金に対して、早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）は、25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。

○准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。

○理学療法士等が訪問を行った場合は1回につき8単位減算します

○理学療法士等が利用開始月に属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は1回につき15単位減算します。

○認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。

○介護保険報酬単位変更の場合、変更日より変更単位数に準じ料金に変更されます。

その他のサービス（保険対象外）

訪問看護サービスの内容	時間区分	利用料
エンゼルケア	日中（9-17時）	11,000円
	夜間・早朝	13,750円
	深夜	16,500円

## （2）交通費

介護保険利用で当事業所の通常の実施地域にお住まいの方は交通費は無料です。興津以東にお住まいの方は、訪問看護従事者が利用者様を訪問するための交通費を申し受けます。利用者の希望により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して訪問看護をサービス提供する場合には、これに要する交通費の支払いを利用者に請求します。

## （3）その他の費用

訪問看護のサービス提供をするため、利用者様のお宅で使用する水道、ガス、電気、衛生材料等の費用はご利用者様の負担となります。

## （4）利用料金お支払について

料金は、1か月ごとに計算し翌月27日に指定金融機関口座からの自動引き

落としとなります。

(5) その他

利用者様の被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービス提供を償還払いとする旨の記載）がある場合は、費用の全額を支払って頂きます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、静岡市の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分）の払い戻しを受けてください。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに問う事業者にお知らせください。
- (2) 利用者様が要介護認定を受けていない場合は、利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者様に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなさせるよう、必要な援助を行う者とします。
- (3) 利用者様に係る居宅介護支援事業所は作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治医の医師の指示並びに利用者様の心身の状況、また利用者様の家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお作成した「訪問看護計画書」は、利用者様又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお「訪問看護計画」は、利用者様の心身の状態や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者様の心身の状況や意向に十分な配慮を行います

7. サービスの終了について

- (1) 利用者様の都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書で申し出てください。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書により利用者様に通知します。

(3) 自動終了

次の場合、サービスは自動的に終了となります。  
利用者様が介護保険施設等に入所・入院した場合  
利用者様の要介護度が非該当（自立）と認定された場合  
利用者様が亡くなったとき

(4) その他

当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者様や利用者様の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者様は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

また利用者様がサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにも関わらず支払わないとき、利用者様が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者様に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

## 8.苦情処理

利用者様は、当事業所の訪問看護のサービス提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者様は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口

担 当： 所長 橋本直美 電話番号：054-355-0086

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

静岡県	担当窓口	静岡市役所 介護保険審査会
	電話番号	054-221-3395
国民健康保険団体連合	担当窓口	国民健康保険団体連合会
	電話番号	054-253-5590

## 9.サービスの内容

内容	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 病状チェック</li><li><input type="checkbox"/> 全身状態の観察</li><li><input type="checkbox"/> カテーテル交換及び管理</li><li><input type="checkbox"/> リハビリ（身体機能向上、維持、嚥下、呼吸等）</li><li><input type="checkbox"/> 褥瘡の処置</li><li><input type="checkbox"/> 入浴、清拭、洗髪などの清潔保持の援助</li><li><input type="checkbox"/> 介護指導</li><li><input type="checkbox"/> 点滴の管理</li></ul>
----	---

	<input type="checkbox"/> 吸引、人口呼吸器、腹膜かん流等の管理の援助 <input type="checkbox"/> その他
ご利用日	

当事業所が利用者様に提供するサービスは以下のとおりです。

- サービス提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、利用者様に、分かりやすいように説明します。
- 訪問看護・予防訪問看護を行うにあたっては、主治医の文書による指示（訪問看護指示書）に従います。

#### 10.利用者様を担当する訪問看護従事者

看護師	橋本、白鳥、高田、伊豆川、望月、柴、塚本
理学療法士 作業療法士	横澤、梅原、 今杉、石間

- 従業者は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。

#### 11.緊急時の対応方法

当事業所における訪問看護のサービス提供中に利用者様の容態に変化等があった場合は、速やかに利用者様の主治医等に連絡します。

主治医	病院名			
	主治医氏名			
	診療科目		診察券番号等	
	連絡先			

※主治医が変更になった場合は当事業所にご連絡をお願い致します。

緊急連絡先	氏名	(続柄： )
	連絡先	

## 個人情報保護のお取り扱いについて

本事業所は、指定訪問看護・指定予防訪問看護のサービスの提供を通して、契約者様（ご利用者様）の個人情報を取得し保有させていただいております。

この書面は、契約者様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

### 1. 個人情報に対する本事業所の基本姿勢

本事業部は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者の皆さまの個人情報を厳守に管理してまいります。

### 2. 本事業所が保有する個人情報の利用目的

本事業所は、サービスの申し込み、サービスの提供を通じて収集した個人情報を、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といったサービスの提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者の皆さまの個人情報は、サービスの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や  
居宅介護支援事業所とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い期間へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出、及び紹介への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生などの実習、研修への協力のため

### 3. 本事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務つけられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

### 4. お問い合わせ

開示請求、訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

個人情報管理統括責任者 代表取締役 橋本 直美

TEL 054-368-6686

## 緊急時訪問看護加算 申込書

当ステーションでは、希望される方に緊急時訪問看護体制をとらせて頂いております。

この緊急時訪問看護体制とは

- ① 電話相談サービス
- ② 緊急時訪問看護対応サービス

希望されたご利用者様のみ対応可能となります。

但し、ご連絡頂いた後、緊急訪問を行った場合はその時点から追加となります。

	1割	2割	3割
600単位 (1ヶ月)	626円	1251円	1876円

・緊急時訪問看護加算 を希望する ( )

(事業者)

指定訪問看護・指定予防訪問看護の提供に当たり、この契約書に基づいて重要事項を説明しました。

(契約者)

この契約書により、指定訪問看護・指定予防訪問看護に関する重要事項の説明を受けました。

以上の契約等の成立を証するため、この契約書・重要事項説明書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和      年      月      日

契約者      住所

氏名

代理人（家族）      住所

氏名

事業所      所在地      静岡市清水区北矢部 780-2  
事業者      訪問看護ステーション エイム

管理者      橋本 直美